

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	体育館の使用料等の減免 堺市立大浜体育館、堺市立鴨谷体育館（鴨谷野球場）、堺市立初芝体育館（初芝野球場・初芝テニスコート）、堺市立美原体育館	
根拠条例等・条項	堺市立体育館条例 第10条	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	(根拠条文) 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (基準) ○条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 本市又は条例第14条の規定により体育館の管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用する場合 全額、4分の3に相当する額又は半額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認めるとき 全額又は半額 <div style="text-align: right;">(堺市体育館条例施行規則第15条第1項)</div>	
標準処理期間	標準処理期間	7日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	